太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)について

【設置者及び発電規模別の課税区分】

設置者	10キロワット 以上 (余剰売電・全量売電)	10キロワット 未満 (余剰売電)
個人(住宅用)	【 申告が必要 】 家屋の屋根などに経済産業省の認定	【申告が不要】 売電するための事業用資産とはなりませんので、
	を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、申告の対象となります	申告の対象外となります
個人(事業用)	【申告が必要】	
	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余 剰売電かにかかわらず、申告の対象となります	
法人	【申告が必要】 事業の用に供する資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわ らず、申告の対象となります	

(1)令和2年4月1日から令和6年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

対象設備	自家消費型太陽光発電設備 ※公益財団法人 日本環境協会による『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金』を 受けていることが必要となります <u>※経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けたものは特</u> 例の対象外となります
適用期間 及び内容	対象設備について、新たに固定資産税を課せられることとなる年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減します・発電出力 1,000Kw未満⇒2/3(附則第15条26項1号)・発電出力 1,000Kw以上⇒3/4(附則第15条26項2号)
必要書類	① 固定資産税(償却資産)課税標準の特例申請書(市のホームページからダウンロードできます) ② 公益財団法人 日本環境協会が発行する『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』の写し

◇根拠法令

地方税法附則第15条第26項